弘 前 霊 園 一 般 墓 地 案内 パンフレット



〈東側高台からの風景〉 東側高台からは、秀峰岩木山を一望することができます。

●弘前市市民生活部環境課

〒 036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 電話 (0172)35-1111(代表)内線941 (0172)40-7035(直通)

メールアト・レス: kankyou@city.hirosaki.lg.jp

●墓地公園管理事務所

〒 036-8243 弘前市大字小沢字井沢43番地3

電話 (0172)88-3553 開園期間:3月16日~12月15日 開園時間:8時30分~17時00分

※土・日曜日、祝日も管理人が勤務しております。

1. 弘前霊園の概要

名			称	弘前霊園		
所	在	E	地	弘前市大字小沢字井沢43番地3		
敷	地	面	積	158, 925㎡		
施	設	内	容	管理事務所、駐車場、貯留池など		
整	備	X	画	第1種(4㎡): 3,080区画	第2種 (6㎡): 748 区画	合葬墓
開	遠	期	間	3月16日 から 12月15日ま	C	
開	園	時	間	8時30分から17時00分まで	C	

使用料及び管理手数料

区分	区画面積	永代使用料	管理手数料(年額)
第1種	4㎡ (間□ 1.8m×奥行 2.2m)	280,000円(※)	2,530円
第2種	6㎡ (間□ 2.0m×奥行 3.0m)	420,000円	3,300円

※中央2区B・Cの区画の永代使用料は300,000円

永代使用料…区画を永代にわたって使用するための使用料

管理手数料…参拝路や植栽などの園内施設を維持管理するための手数料

区画内の清掃や草刈り、除雪などの維持管理は、使用者が行わなければなりません。

2. 使用の申請

申請資格

- ①弘前市に住所を有するかた
- ②弘前市に本籍を有し、弘前市外に住所を有するかた
 - ※弘前市外に住所を有するかたは、弘前市に住所を有する代理人を選定し、その旨届け出て承認を 得なければなりません。

申請前の事前確認

申請書類を提出する前に、弘前霊園にて希望する区画の状況や区画番号を確認してください。

申請書類の提出

申請書に必要事項を記入し、住民票を添付して、環境課へ提出してください。

- □ 埋蔵場所使用許可申請書
- □ 申請者の住民票(世帯全員分、本籍地の記載があるもの)
- ※口 代理人選定届
- ※口 代理人の住民票(本人分、本籍地の記載があるもの)
- ※は、申請者が弘前市外に住所を有する場合のみ

管理手数料 口座振替のおすすめ

一度お申込みいただくと、 毎年度自動的に引き落としに より納付できますので、納め 忘れもなく大変便利です。

3. 納付方法

- 所定の手続きが終わりましたら、「永代使用料納入通知書」及び「管理手数料納入通知書」を発行しますので、納期限までに指定の金融機関で納付してください。
- ・永代使用料の納付は、申請時の1回のみで、納期限は、申請日から30日目です。
- 管理手数料の納付は、年度ごとに1回です。申請した年度の納期限は、申請日から30日目で、次年度からの納期限は、毎年6月30日です。
- ※納期限が土曜日、日曜日、または祝日に当たるときは、その翌営業日が納期限となります。
- ※年度途中の申請でも、その年度の管理手数料は年額です。
- ※既に納付された永代使用料及び管理手数料は、払戻しいたしません。

4. その他の届出

- 次の場合には所定の様式に必要事項を記入し、必要書類を添付し届け出なければなりません。
 - ①使用者または代理人が本籍地、住所、氏名を変更したとき
 - ※弘前市内に住所を有するかたの場合は必要ありません。

ただし、市内に住所を有するかたで、市外へ住所を変更する場合は必要となります。

- ②使用者の死亡等により名義を変更するとき
- ③代理人を選定するとき
- ④ 墓碑の設置等で工事をするとき
- ⑤埋蔵場所を返還するとき
- ⑥他の墓地へ遺骨を移すとき(改葬)
 - ※改葬許可の申請は、環境課で埋蔵証明を 受けたのち、市民課に提出してください。
- 次の場合には墓地公園管理事務所へ必要書類の提示 及び提出する必要があります。
 - (1)納骨するとき
 - ①火葬後の納骨の場合
 - 「埋蔵場所使用許可証」の提示
 - 「埋葬許可証」の提出
 - ②他の墓地から遺骨を移す場合
 - 「埋蔵場所使用許可証」の提示
 - •「改葬許可証」の提出
 - ③分骨する場合
 - 「埋蔵場所使用許可証」の提示
 - 「埋蔵証明書」の提出
 - (2) 遺骨をとりだすとき
 - ・ 埋蔵場所使用許可証の提示



<天女(まごころ)の像> 弘前市出身彫刻家 古川武治

5. 弘前霊園使用者の責務

- 年度ごとに管理手数料を納付しなければなりません。
- 区画内の清掃や草刈り、除雪などの維持管理は、使用者が責任を持って行わなければなりません。
- ・園内にはごみ箱を設置しておりませんので、供物や献花、その他ごみ等は各自で持ち帰りください。

6. 使用権の消滅と取消し

- 使用者等が所在不明となり7年を経過したときは、その使用権が消滅します。
- ・ 次の場合には使用許可を取消します。
 - ①使用権を譲渡し、又は埋蔵場所を転貸したとき
 - ②埋蔵場所を使用許可の目的(墳墓の用に供する)以外に使用したとき
 - ③管理手数料を3年以上滞納したとき
 - ④弘前霊園条例又は弘前霊園管理運営規則に違反したとき

7. 弘前霊園内での禁止事項

- ・霊園内において、次の行為をしてはいけません。
 - ①墳墓及び墳墓工作施設を損害し、又は汚損すること。
 - ②立入禁止の区域に立ち入ること。
 - ③竹木を伐採し、植物を採取し、又はこれらを損傷すること。
 - ④ごみ、その他の汚物又は廃棄物を投棄すること。
 - ⑤指定された場所以外に車両等を乗り入れること。
 - ⑥墓参者に妨害又は迷惑を及ぼす行為をすること。
 - (7)その他、管理上支障があると認められる行為をすること。

8. その他注意事項

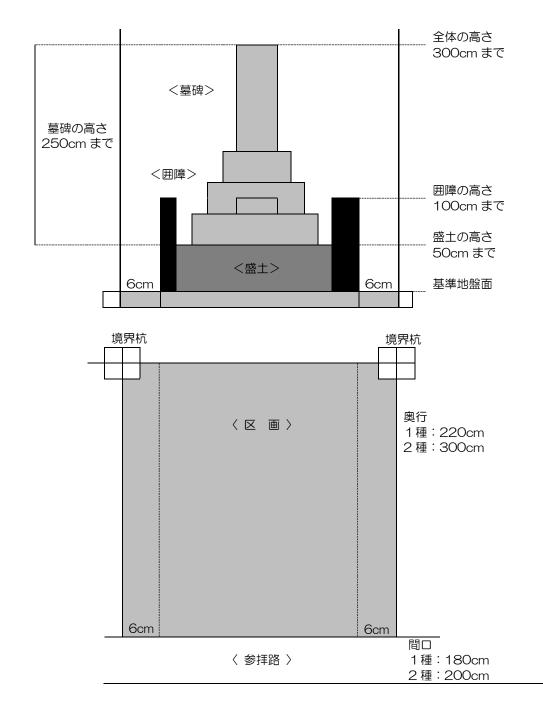
- ・ 弘前霊園に遺体を土葬することはできません。
- ・地震、風水害その他の不可抗力による損害は、市は責任を負いません。



<墓地公園管理事務所> 事務室のほか訪れる人のために休憩所を設けています。

9. 墓碑等の構築制限

- ・墓碑等を設置又は変更するときは、施工前にその旨届け出なければなりません。
- 墓碑等の設置基準は次のとおりです。
 - ①全体の高さは、地盤面から 3.0m 以内とする。
 - ②墓碑の形は自由とし、高さは 2.5m 以内とする。
 - ③盛土は、0.5m 以内とする。
 - ④囲障の高さは、1.0m 以内とする。
 - ⑤周囲の土留は、石材、コンクリート等の恒久的な材料で構築すること。
 - ⑥植栽する樹木は、周辺の樹園地に支障のないものを選択し、高さは 1.5m 以内とする。ただし、 常に整理整形すること。(イブキやビャクシン類などは禁止します。)
 - ⑦境界上に設置すると、隣の墓碑等を傷つける恐れがあるため、墓碑等は区画境界から 6cm 以上離して設置してください。



有料広告欄



あの人らしい墓 思い出を彩る墓 これから新しい人生を歩むため そして、故人の冥福を祈り 一緒に造りませんか

Memorial Story



墓地公園サイズ墓石多数展示

フリーダイヤル 0120-39-2212

老舗創業 明治十年

株式会社 斎藤石材 弘前市神田5丁目1-10(7号線神田陸橋そば)



~ 安心のお墓づくり。お墓のリフォーム・樹木葬・墓じまい ~

^{有限会社} 大湯石材店



〒036-8124 弘前市石川春仕内103-1 (道の駅サンフェスタいしかわ付近) TEL、0172-44-0026 FAX、0172-44-0027

お客様用無料電話

0120-631483

おおゆ石材

E-MAIL oyustone@os-net.jp URL http://www.os-net.jp

墓 石・設 計・施 工 石燈籠・石佛彫刻・他 弘前での創業慶長13年 (1608)

今亀周石村店

弘前市茂森町105番地 TEL FAX 0172-36-0160 お墓を建てたい・お墓の引っ越し・お墓じまい 文字の彫刻など お気軽に相談下さい 毎週 墓石相談会開催中 お墓の専門店 株式会社 ダイワ石材 弘前市川先4-11-4 は0172 27 4114 (弘南鉄道弘前東高前駅となり)

有料広告欄

◇墓石・設計・施工 ◇記念碑・石灯籠各種 ◇古いお墓の直し・他

木材石柱店

木村健蔵

弘前市大字栄町3丁目11-6 自宅 8(0172) 3 4-2 2 0 3

やまと石材弘前店 お墓四相談会開催中! 🖺

相談 1-お墓づくり

相談2-お墓じまい

相談3・お墓リフォーム

お墓のこと、なんでもお気軽にご相談ください。

Landwork 日本最大級38店舗の

土日祝日も営業 午前9時から午後6時まで

- 無料送迎便もご利用ください。

〒036-8076 弘前市境関1-1-1 TEL 0172-27-1455 FAX 0172-27-1492 E-mail info@yamatosekizai.com

【青森本店】〒030-0946 青森市古館1-13-13 TEL 017-744-1488 FAX 017-765-1388 https://www.yamatosekizai.com

青森 やまと石材 検索

るっぱらじ 国 安田石村



石のむろじ



F036-8087 弘前市大字早稲田3丁目9-1 TEL 0172-29-3566

~墓地公園パンフレット広告募集のお知らせ~ (令和4年度の募集は終了しました)

墓地公園パンフレットへの掲載広告を来 年度も募集します!!

■掲載期間(予定)

令和5年11月1日から1年間

※ 募集の詳細については、市ホームペー ジ等にて告知する予定です。



10. 弘前霊園一般墓地使用上の諸手続一覧(命和4年11月1日現在)

手続きの種類	必要書類	備考	届出先	
	①埋蔵場所使用許可申請書	・事前に希望する区画の状況や区画番号を 弘前霊園にてご確認ください。	環境課	
使用の申請	②住民票 (世帯全員分、本籍記載)	◆ 管理手数料 口座振替のおすすめ ◆ 一度お申込みいただくと、毎年度自動的に引き落としにより納付できますので、納め忘れもなく大変便利です。 お手続きに必要なもの・通帳とお届け印	◆口座振替◆ 市内に本店・支店 のある金融機関等 の窓口でお手続き ができます。	
	①住所等変更届	・使用者又は代理人に、住所、本籍、氏名等の変更がある場合は、速やかに届け出て		
	②埋蔵場所使用許可証	ください。		
住所等の変更	③変更後の住民票 (変更者本人分、本籍記載)	※弘前市内に住所があるかたの転居や氏名等の変更については、届け出の必要はありません。 ※市外へ転出される場合や、市外から転入される場合はお手続きが必要です。	環境課	
	①使用者名義変更届	・使用者(名義人)の死亡等により、区画の 使用者が変更となる場合は速やかに手続		
	②埋蔵場所使用許可証	きを行ってください。 ・名義変更手数料500円が必要です。	環境課	
使用者の	③承継者の住民票 (世帯全員分、本籍記載)	◆ 管理手数料 □座振替のおすすめ ◆	◆□座振替◆	
名義変更(承継)	④従前の使用者と承継者との 関係のわかるもの (戸籍謄本等)	ー度お申込みいただくと、毎年度自動的に引き落としにより納付できますので、納め忘れもなく大変便利です。 お手続きに必要なもの・通帳とお届け印	▼□座城 ●▼ 市内に本店・支店 のある金融機関等 の窓口でお手続き ができます。	
	①代理人選定届	・弘前市外に住所があるかたは、弘前市内 に住所がある代理人を選定し、届け出て		
代理人選定届	②埋蔵場所使用許可証	ください。	環境課	
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	③代理人の住民票 (本人分、本籍記載)	※弘前市から市外へ転出する場合も、代理 人の選定が必要です。	<u>**</u> ****	
	①埋蔵場所使用許可証 再交付申請書	・紛失したときは、使用許可証を再交付します。 ・再交付手数料300円が必要です。		
使用許可証 の再交付	②使用者の身分証明書	・本人確認のため、運転免許証等の身分証 明書を持参してください。	環境課	

手続き	の種類	必要書類	備 考	届出先			
		①工事届	・墓碑等の設置には、高さ等の制限があります ので、設計図には、墓碑等の寸法を明記し				
墓碑等	の施工	②設計図	てください。	環境課			
		③埋蔵場所使用許可証					
工事の 着工・竣工		①工事着工届・工事竣工届	・工事施工業者は、工事着工前に一度、環境 課へ必要書類を提出してください。確認後	環境課			
		②設計図	に一旦返却しますので、着工時に墓地公	• 墓地公園			
日土	政工	③埋蔵場所使用許可証	園管理事務所へ提出してください。 ※工事届がなされている必要があります。	管理事務所			
		①埋蔵場所使用許可証	・埋葬許可証は、市区町村によって、名称が 異なる場合がありますが、納骨のために				
	火葬後	②埋葬許可証	必要な許可証のことです。				
		①埋蔵場所使用許可証	・遺骨所在の市区町村役場で「改葬許可」を 受けてください。				
骨	改葬	②改葬許可証	※改葬許可の手続きには、寺院や霊園から の埋蔵証明が必要です。詳しくは、遺骨 所在の市区町村役場にお問い合わせくだ さい。	墓地公園 管理事務所			
	分骨	①埋蔵場所使用許可証	・寺院や霊園から埋蔵証明を受けてください。				
	J) FI	②埋蔵証明書	V 1 ₀				
遺骨のと	改葬	①埋蔵場所使用許可証	・環境課で埋蔵証明(「手続きの種類:埋蔵証明の交付」を参照)を受けたのち、弘前市市民課で改葬許可を受けてください。 交付された「改葬許可証」は改葬先の寺院や霊園の管理者へ提出してください。	墓地公園			
りだし	分骨	①埋蔵場所使用許可証	・環境課で埋蔵証明(「手続きの種類:埋蔵証明の交付」を参照)を受けてください。交付された「埋蔵証明書」は分骨先の寺院や霊園の管理者へ提出してください。	- 管理事務所			
埋蔵	短明	①弘前霊園埋蔵証明申請書	・証明書の発行には、埋蔵者1名につき1 枚の申請書を提出してください。	環境課			
Ø3	交付	②埋蔵場所使用許可証	次の中間音で近回してくたのい。	垛児砞			
		①埋蔵場所返還届	・埋蔵場所を使用しなくなった場合は、必ず区画を更地に戻してから返還してくだ	環境課			
上の返還		②埋蔵場所使用許可証	する回忆更近に戻してから返還してくたさい。	以 現研			

その他

- ◆本人以外のかたのお手続き
 - 本人以外のかたがお手続きを行う場合には、委任状が必要です。 参考様式については、環境課窓口や市ホームページにございますので、適宜ご使用ください。
- ◆合葬墓について 弘前霊園内の合葬墓(がっそうぼ)については、「弘前霊園合葬墓パンフレット」をご覧ください。

<	X	Ŧ	>

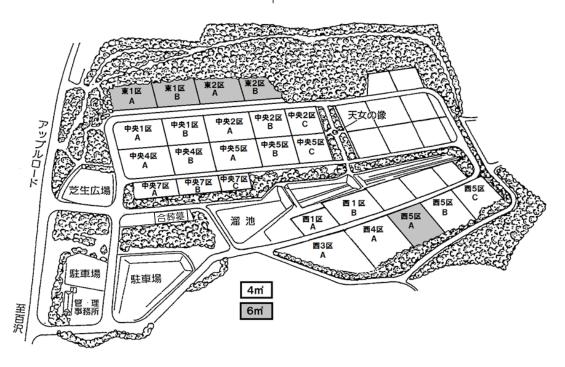
弘前霊園カレンダー(令和4年11月~令和5年10月)

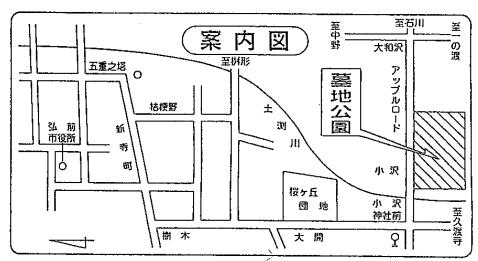
令和4	4年		11				令和-	4年		12				令	和5	年		1			
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	±	E	a	月	火	水	木	金	±
		1	2	3	4	5					1	2	3			2	3	4	5	6	7
6	7	8	9	10	11	12	4	5	6	7	8	9	10	8	3	9	10	11	12	13	14
13	14	15	16	17	18	19	11	12	13	14	15	16	17	1	5	16	17	18	19	20	21
20	21	22	23	24	25	26	18	19	20	21	22	23	24	2	2	23	24	25	26	27	28
27	28	29	30				25	26	27	28	29	30	31	2	9	30	31				
令和!	5年		2				令和!	5年		3				令	和5	年		4			·
Ħ	月	火	水	木	金	±	Ħ	月	火	水	木	金	±		1	月	火	水	木	金	±
			1	2	3	4				1	2	3	4								1
5	6	7	8	9	10	11	5	6	7	8	9	10	11	2	2	3	4	5	6	7	8
12	13	14	15	16	17	18	12	13	14	15	16	17	18	9)	10	11	12	13	14	15
19	20	21	22	23	24	25	19	20	21	22	23	24	25	1	6	17	18	19	20	21	22
26	27	28					26	27	28	29	30	31		2	3	24	25	26	27	28	29
														3	0						
令和:	5年		5				令和!	5年		6				令	和5	年		7			
令和!	5年	火	5 *	木	金	±	令和	5年	火	6 *	木	金	±		和5	年月	火	7	木	金	±
		火 2	_	*	金 5	± 6			火	_	木 1	金 2	± 3				火	_	木	金	±
	月		水						火 6	_					1		火	_	木 6	金 7	
B	月 1	2	水 3	4	5	6	Ħ	月		水	1	2	3	F	2	月		水			1
7	月 1 8	2 9	水 3 10	11	12	6	4	月 5	6	7	1	9	3 10		2	3	4	水 5	6	7	1 8
7 14	月 1 8 15	2 9 16	水 3 10 17	11 18	12 19	6 13 20	4 11	月 5 12	6	水 7 14	1 8 15	2 9 16	3 10 17	3	2	月 3 12	4	水 5 14	6 15	7 16	1 8 17
7 14 21	月 1 8 15 22	2 9 16 23	水 3 10 17 24	11 18	12 19	6 13 20	4 11 18	月 5 12 19	6 13 20	水 7 14 21	1 8 15 22	2 9 16 23	3 10 17	1 2	2	月 3 12 17	4 13 18	水 5 14 19	6 15 20	7 16 21	1 8 17 22
7 14 21 28	月 1 8 15 22 29	2 9 16 23	水 3 10 17 24 31	11 18	12 19	6 13 20	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20	水 7 14 21 28	1 8 15 22	2 9 16 23	3 10 17	1 2 3	2 2 9 6 3 0	月 3 12 17 24 31	4 13 18	水 5 14 19 26	6 15 20 27	7 16 21	1 8 17 22
7 14 21 28	月 1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	水 3 10 17 24 31	11 18 25	12 19 26	6 13 20 27	4 11 18 25	月 5 12 19 26	6 13 20 27	水 7 14 21 28	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24	2 1 2 3	2 9 6 3 0	月 3 12 17 24 31	4 13 18 25	水 5 14 19 26	6 15 20 27	7 16 21 28	1 8 17 22 29
7 14 21 28	月 1 8 15 22 29	2 9 16 23	水 3 10 17 24 31	11 18	12 19	6 13 20	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20	水 7 14 21 28	1 8 15 22	2 9 16 23	3 10 17	2 1 2 3	2 2 9 6 3 0	月 3 12 17 24 31	4 13 18	水 5 14 19 26	6 15 20 27	7 16 21	1 8 17 22
7 14 21 28	月 1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	水 3 10 17 24 31	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	4 11 18 25	月 5 12 19 26	6 13 20 27	水 7 14 21 28	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24	2 1 2 3	2 2 6 3 0	月 3 12 17 24 31 5年 月	4 13 18 25	水 5 14 19 26	6 15 20 27	7 16 21 28	1 8 17 22 29
7 14 21 28	月 1 8 15 22 29	2 9 16 23 30 火 1	水 3 10 17 24 31 8 水 2	11 18 25 * 3	5 12 19 26	6 13 20 27 ± 5	日 4 11 18 25 令和	月 5 12 19 26 5年 月	6 13 20 27	水 7 14 21 28 9 水	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24 ± 2	2 1 1 2 3 3	2 2 6 3 0	月 3 12 17 24 31 5年 月 2	4 13 18 25 火 3	水 5 14 19 26 10 水 4	6 15 20 27 木 5	7 16 21 28	1 8 17 22 29 ± 7
7 14 21 28 令和: 6	月 1 8 15 22 29 5年 月	2 9 16 23 30 火 1 8	水 3 10 17 24 31 8 水 2 9	本 3 10	5 12 19 26 金 4	6 13 20 27 ± 5 12	日 4 11 18 25 令和 日	月 5 12 19 26 5年 月	6 13 20 27 火	水 7 14 21 28 9 水	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24 ± 2 9	2 1 2 3 令 1	2 2 6 3 0 和5	月 3 12 17 24 31 5年 月 2	4 13 18 25 火 3 10	水 5 14 19 26 10 水 4	6 15 20 27 本 5	7 16 21 28 金 6	1 8 17 22 29 ± 7
7 14 21 28 令和! 6 13	月 1 8 15 22 29 5年 月 7 14	2 9 16 23 30 火 1 8 15	水 3 10 17 24 31 8 水 2 9 16	本 3 10 17	5 12 19 26 金 4 11 18	6 13 20 27 ± 5 12	日 4 11 18 25 令和 日 3 10	月 5 12 19 26 5年 月 4 11	6 13 20 27 火 5 12	水 7 14 21 28 9 水 6 13	1 8 15 22 29 木 7 14	2 9 16 23 30 \$\frac{1}{8}\$ 15	3 10 17 24 ± 2 9	\$ \$ 1 2 3 \$ \$ 1 1 2 2 2 1 1 2 2 2 1 1 1 1 2 1 1 1 1	2 2 6 3 0 和5 1	月 3 12 17 24 31 5年 月 2 9	4 13 18 25 火 3 10 17	水 5 14 19 26 10 水 4 11	6 15 20 27 * 5 12	7 16 21 28 6 13 20	1 8 17 22 29 ± 7 14 21
7 14 21 28 令和! 日 6 13 20	月 1 8 15 22 29 5年 月 7 14 21	2 9 16 23 30 火 1 8 15 22	水 3 10 17 24 31 8 水 2 9 16 23	本 3 10 17 24	5 12 19 26 金 4 11 18	6 13 20 27 ± 5 12	日 4 11 18 25 令和 日 3 10	月 5 12 19 26 5年 月 4 11	6 13 20 27 少 5 12	水 7 14 21 28 9 水 6 13 20	1 8 15 22 29 木 7 14 21	2 9 16 23 30 1 8 15 22	3 10 17 24 ± 2 9 16 23	\$ \$ 1 2 3 \$ \$ 1 1 2 2 2 1 1 2 2 2 1 1 1 1 2 1 1 1 1	2 2 6 3 0 和 5 1 3 5 2	月 3 12 17 24 31 5年 月 2 9 16 23	4 13 18 25 火 3 10 17 24	水 5 14 19 26 10 水 4 11	6 15 20 27 * 5 12	7 16 21 28 6 13 20	1 8 17 22 29 ± 7 14 21

: 弘前霊園閉園期間

墓地公園全域図







バス: 久渡寺線小沢神社前下車 徒歩5分 ※お盆(8/13)には、弘南バスの久渡寺線が 墓地公園を経由しますのでご利用ください。

開園期間:3月16日~12月15日

開園時間:8時30分~17時00分

※土・日曜日、祝日も管理人が勤務しております。